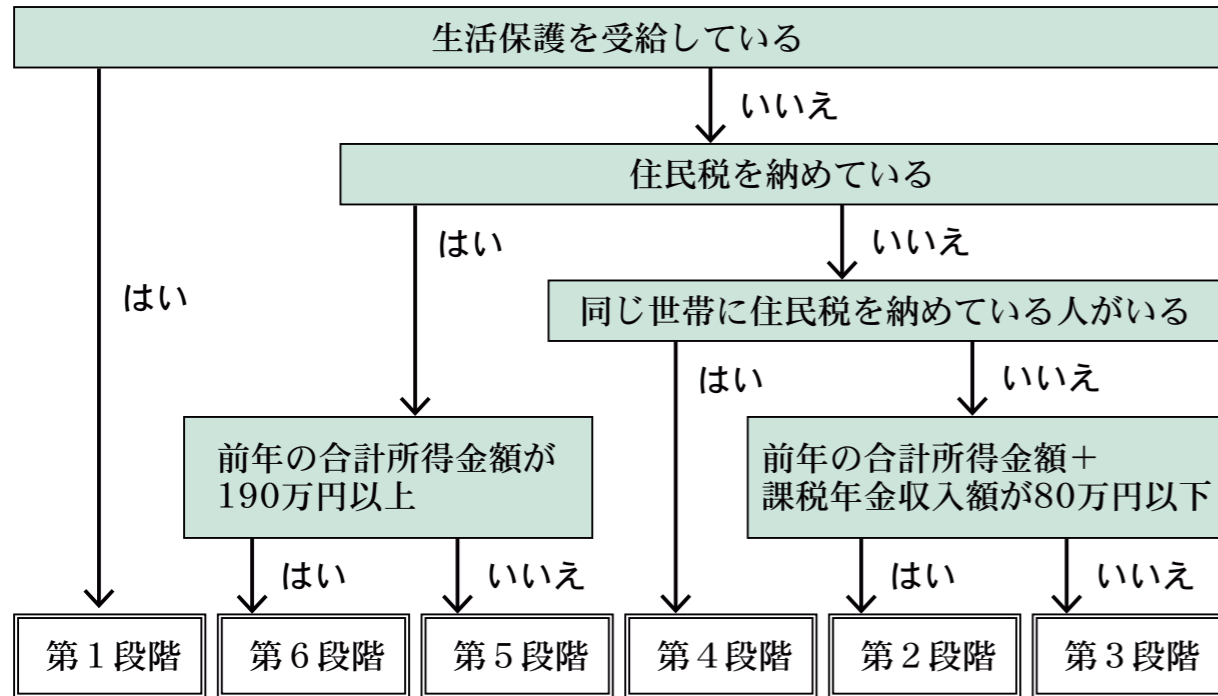


### 介護保険料の段階の決まり方



### 段階別保険料額

基準額：5,577円（平成24～26年度は同一料金）

段階	対象者	保険料率	保険料（年額）
第1段階	●生活保護を受けている方	基準額×0.5 (月額2,789円)	33,468円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.5 (月額2,789円)	33,468円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	基準額×0.75 (月額4,183円)	50,196円
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税の方	基準額 (月額5,577円)	66,924円
第5段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の方	基準額×1.25 (月額6,972円)	83,664円
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上の方	基準額×1.50 (月額8,366円)	100,392円

◎お問い合わせ・・・高齢福祉課介護保険係 ☎62-1112

## 平成25年度介護保険料額をお知らせします

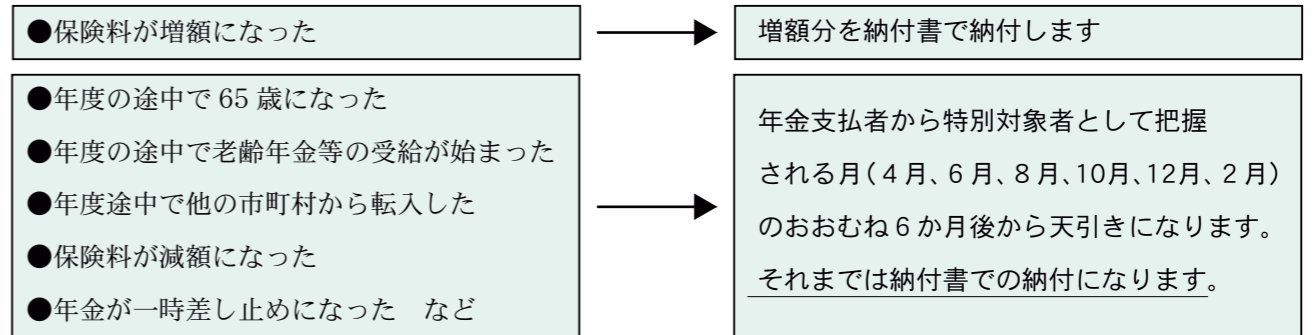
65歳以上の方へ、7月中旬に「介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」をお送りします。今回の介護保険料額は、平成25年4月1日時点での世帯の課税状況や、本人合計所得金額をもとに算定したものです。



### 介護保険料の納め方(特別徴収・普通徴収)と納付時期

#### ①特別徴収（年金からの天引き）

老年基礎年金などの公的年金を年額18万円以上受給している方は、年金から天引きとなります。ただし、次の場合は特別徴収の方でも一時的に納付書で納付する場合があります。



#### ②普通徴収（納付書で納付）

特別徴収の条件に該当しない方は「普通徴収」となりますので、納付書または口座振替により保険料を納付していただきます。※口座振替は取扱い金融機関での手続きが必要です。

##### ○普通徴収の納付方法

普通徴収の納期は7月から翌年2月までの年8回となり、当該月の月末までが納付期限になっています。

ただし、納期まで日数がない場合は、例外的に納期が「随時期」として設定されます。

納め忘れのないように口座振替をお勧めします!

月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	随時
納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	随時期

### 介護保険料が変更される時

#### ●北秋田市外への転出や死亡など、北秋田市の被保険者資格を喪失した場合

被保険者であった期間(月単位)に応じて保険料を精算し、改めて変更後の保険料額をお知らせします。

#### ●保険料算定の基礎(根拠)となる市民税が所得更正などにより変更されたり、生活保護を受給するなどした場合

新たな保険料段階区分(第1段階～第6段階)で保険料を計算しなおし、改めて変更後の通知書をお送りします。